受益者負担（使用料・手数料）適正化検討部会報告書

令和７年１月

目　次

＜本編＞

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　あきる野市における使用料及び手数料の適正化に係る近年の取組　・・・　１

３　使用料及び手数料の検討に係る基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・　２

４　検討対象とする使用料及び手数料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

５　使用料及び手数料の基本的な算定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・　４

６　使用料の算定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

７　使用料の適正化に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

８　手数料の適正化に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

＜資料＞

資料１　検討対象とする施設使用料一覧
資料２　検討対象とする手数料一覧
資料３　施設使用料（モデル施設）の算定方法及び算定結果
資料４　経費における使用料と税金の割合
資料５　体育施設（市内・市外）利用状況調査結果
資料６　西多摩地域の体育施設における個人市外料金等の導入状況
資料７　手数料算定に係る調査結果まとめ
資料８　都内手数料比較

１　はじめに

限りある資源を最大限利活用し、持続可能な行財政運営を推進していくため、「第２次あきる野市総合計画」に基づき、令和５年９月に「あきる野市行財政改革推進プラン２０２３」（以下「プラン」という。）を策定し、行財政改革に係る具体的な取組等を示した。

プランでは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、日常生活が取り戻されつつある中、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇等が施設の維持管理費等に与えた影響を考慮しつつ、改めて施設の利用状況等を検証し、適正な使用料・手数料への改定を検討する必要があるとされた。

これを受け、令和６年５月に開催されたあきる野市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）では、受益者負担（使用料・手数料）の適正化に係る調査・検証を行うため、「受益者負担（使用料・手数料）適正化検討部会（以下「本検討部会」という。）」の設置を決定した。

本検討部会では、令和６年７月から３回にわたり、使用料及び手数料の適正化について検討を行ったので、その結果をここに報告する。なお、使用料及び手数料の検討に係る基本的な考え方などは、平成３０年の検討の際に取りまとめた「受益者負担（使用料・手数料）適正化検討部会報告書」を基本としている。

＜本検討部会の開催実績＞

令和６年　７月２３日　第１回　受益者負担（使用料・手数料）適正化検討部会
令和６年１２月１６日　第２回　受益者負担（使用料・手数料）適正化検討部会
令和７年　１月２３日　第３回　受益者負担（使用料・手数料）適正化検討部会

２　あきる野市における使用料及び手数料の適正化に係る近年の取組

使用料及び手数料の適正化については、行政改革の取組の一つとして、これまでも調査・検討を行っている。これまでの経過は次のとおりである。

（１）「手数料見直し検討会報告書」（平成１１年３月）

平成７年の合併後、本市における手数料については、「原則として住民負担は、低い基準に調整する。」とされた合併調整の基本方針に基づいて、旧市町の設定を基に定められていた。

しかしながら、実際にかかる経費と設定料金との間に大きな隔たりが生じていたことから、平成１０年７月に「手数料見直し検討会」が設置され、平成１１年３月に「手数料見直し検討会報告書」が作成されている。

このときの検討対象は、①事務手数料（住民票の写しの発行等）、②閲覧手数料（住民票や公図・公簿の閲覧）及び③処理手数料（ごみ・し尿処理手数料）であった。①及び②の手数料については、人件費や印刷製本費等の経費を算出した上で、上限改定率を２倍とし、さらに２６市の同類の手数料の上限を超えない範囲とすることで算定された。

令和７年現在の手数料の多くがこの結果に基づいて設定されている。

（２）「あきる野市施設使用料基本方針」（平成１２年４月）

本方針は、平成１０年３月に策定した「あきる野市行政改革大綱実施計画」に基づき、行政改革推進本部で協議し、本市の使用料の基本方針を定めたものである。

検討対象は市内の公共施設全ての使用料とし、算定に当たっては、時間当たり維持経費を算出し、施設の性質に応じて使用者の負担率を乗算している。また、激変緩和のため上限改定率を設けること、一部の施設については時間帯や曜日に応じて使用料に傾斜を設けること、市外利用者の使用料、商業目的での使用における使用料等が定められた。

令和７年現在の使用料については、原則としてこの基本方針に基づいて設定されている。

（３）「あきる野市行政改革推進プラン　５つの行動計画」（平成１９年５月）とそれ以降

平成１７年から始まった「あきる野市行政改革推進プラン」に基づく行政改革の取組の中で策定された５つの行動計画のうち、使用料及び手数料については「受益者負担適正化計画」として取組方針が決定されている。

使用料については、経費に対する収入比率が全体的に低く、受益者負担の観点からすれば負担率を増加させる考えもあったものの、市民の健康増進や生涯学習の推進等の観点から、施設の利用を促進することとし、当面は値上げをしないこととされている。

また、手数料についても原価計算や近隣市との比較を踏まえると、原価計算においては全体的に妥当な金額であり、他市との比較においても同等な金額を設定しているため、当面値上げをしないこととされている。

同計画において、使用料及び手数料については、以降３年ごとに利用状況の推移やコスト計算等を検証し、見直しの検討を行うこととされた。これに基づき、現在まで３年ごと（新型コロナウイルス感染症感染拡大期間を除く。）に見直しの検討がなされてきたが、使用料及び手数料どちらも（１）及び（２）で設定された料金から変更されていない。

３　使用料及び手数料の検討に係る基本的な考え方

（１）受益者負担の原則

公の施設等の貸出しや証明書の発行などの行政サービスの提供には、施設の維持管理経費やサービスの提供に従事する人員の人件費などの経費が必要となる。これらの経費は、行政サービスを受ける人が負担する使用料や手数料のほか、市民の税金で賄われる。

適切な使用料等が設定されていない場合、行政サービスを受ける人と受けない人の間で、公平性が損なわれるおそれがあるため、行政サービスを受ける人（以下「受益者」という。）に相応の対価となる使用料等を負担してもらう「受益者負担の原則」に基づき、使用料等を設定することで、負担の公平性を確保する。

（２）算定方法の明確化・標準化

受益者から使用料等を徴収するためには、公正・公平性を確保する観点からも、料金の算定方法等を明確にしておくことが必要である。

また、激変緩和のための上限改定率を設定するほか、施設間、近隣自治体間で不均衡が生じないよう、近隣自治体との比較などのルールを定める。

（３）受益者負担割合の設定

行政サービスには、多くの人が利用するものや一定の人が頻繁に利用するものなど、様々な種類が存在しており、受益者に維持管理経費等の一部又は全部の負担を求めるに当たり、全て同一の割合では、かえって不均衡を生じさせる可能性がある。

このため、行政サービスの内容や特性に応じ、受益者が負担する割合（受益者負担割合）とその他市民が負担する割合（税金で賄われる割合）を設定し、使用料等を算定する。

（４）効率的かつ効果的な行政サービス提供の原則

市は、行政サービスの提供に当たって、税金の投入額や受益者の負担を最小とするため、行政サービスの提供に見合った人員配置や効率的な事務、業務委託や指定管理者制度の導入など、維持管理経費や人件費などの節減に努めなければならない。同時に、収入の増加に向け、利用者数や利用率の向上に取り組まなければならない。

（５）定期的な見直しの実施

維持管理経費や人件費などは、経済情勢等により変化するものであるため、原則として、これまでと同様に３年ごとに使用料等を見直すこととする。

ただし、提供する行政サービスの内容に変化が生じた場合などは、適宜見直しを行うこととする。

（６）行政サービスの提供の必要性や均衡保持に向けた検討

行政サービスのうち、「民間で代替が可能である」「需要が低い」などの理由に該当するものについては、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に向けて、そのあり方を検討すべきである。また、同様の行政サービスを提供している施設間では、使用料等の均衡を図る必要がある。

これらのことから、行政サービスの利用実態や異なる施設で提供される同様の行政サービスの均衡などについては、総合的に検証する機会を設けていく。

４　検討対象とする使用料及び手数料

検討対象とする使用料については資料１、手数料については資料２のとおりとする。

（１）検討の対象外とする使用料・手数料

資料１及び資料２の取りまとめに当たり、次の条件に該当する使用料・手数料は算定の対象外とした。

No.	要件	使用料・手数料の例
１	法令等により基準が設定されているもの	市営住宅の家賃、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料など
２	周辺自治体との協定等、広域的な連携、周辺の民間施設との均衡保持、政策的な意図に基づき基準が設定されているもの	秋川渓谷瀬音の湯の利用料、戸倉体験研修センターの利用料（一部）など
３	公共性とともに経済性を発揮しながら運営する必要があるため、独自の基準によって料金を算定することが適当であるもの	下水道料金、駐車場料金など
４	固定資産の評価額から算出するもの	行政財産使用料、特定公共物占用料など

５　使用料及び手数料の基本的な算定方法

使用料及び手数料の基本的な算定方法は次のとおりとする。

（１）使用料及び手数料の算定方法

①行政サービス提供に要する単位当たりの原価　×　②利用単位　×　③受益者負担割合

①　行政サービス提供に要する単位当たりの原価

ア：使用料については、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、下の表のとおり行政コスト計算書に則る業務経費又は指定管理業務に係る経費を元に算出する。なお、算出に当たっては「施設の維持管理に係る費用」を前提とするため、事業経費は対象外とする。

イ：手数料については、行政サービスの提供に要する人件費や物件費（消耗品費、機器の保守委託料や使用料等）から、１件を処理するに当たっての原価を算出する。

科　目			備　考
業務経費	人件費	職員給与費	施設ごとの人件費又は人件費単価×施設の維持管理に係る職員の数 ・人件費単価は、普通会計における職員給与、退職手当を除いた職員手当及び期末・勤勉手当を職員給与費とし、職員数※１で割った値とする。 ・人件費単価は、一般職職員と再任用職員に分けて算出する。 ・施設の維持管理に直接的に携わらない職員（監督者、修繕・大規模修繕の設計者など）の人件費は含めない。
		その他	施設ごとのその他人件費又はその他人件費単価×施設の維持管理に係る職員の数 ・その他人件費単価は、職員共済組合負担金について、職員数で割った値とする。
	物件費等	物件費	消耗品費、機器の保守委託料や使用料等
		維持補修費	大規模修繕費※２を除く施設の機能維持に必要な修繕費等
		減価償却費	建設費に大規模修繕費を加え、法定耐用年数で除する。 ・残存価額ゼロの定額法とする。
	その他の業務費用	支払利息	当該施設の建設費及び大規模修繕費に係る公債費の利子
		その他	保険料等
指定管理業務に係る経費			指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

※１決算書を基に算出するため、職員数等については年度末（３月３１日）時点の数値とする。

※２建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１４号及び１５号に定めるもの

②　利用単位

ア：使用料については、占有させる広さ（㎡）と時間とする。

イ：手数料については、処理件数（件）とする。

③　受益者負担割合

使用料については、次の２つの視点から、施設を４つのグループに区分し、それぞれで受益者負担割合を設定する。なお、証明書の発行など、市民等が日常生活において通常利用する行政サービスに係る手数料の受益者負担割合については、１００％とする。

ア　民間施設の代替性

対象となる施設により提供されるサービスが民間では提供できないような場合には、代替性が低いものとし、受益者負担割合を低くする。一方、民間でも提供できるようなサービスについては、代替性が高いものとし、民間事業者の参入の機会を確保する観点からも、受益者負担割合を高く設定する。

イ　市民生活における必需性

対象となる施設により提供されるサービスが、多くの市民にとって豊かな生活を送る上

で欠かせないものである場合は、受益者負担割合を低く設定する。一方、選択的に使用される施設については、受益者負担割合を高くする。

以上ア及びイの視点に基づき設定した受益者負担割合は次表のとおりである。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">民間施設の代替性</td></tr>
<tr><td>低い</td><td>高い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民生活における必需性</td><td>高い（基礎的）</td><td>公費負担１００％
受益者負担　０％
道路、公園など
（通常の使用に限る）</td><td>公費負担　５０％
受益者負担５０％
本市では該当なし
（他市では霊園など）</td></tr>
<tr><td>低い（選択的）</td><td>公費負担　５０％
受益者負担５０％
会議室、ホール、グラウンド
体育館、プールなど</td><td>公費負担　２５％
受益者負担７５％
テニスコート
トレーニング室</td></tr>
</table>

（２）上限改定率

算定の結果、使用料及び手数料が著しく上昇することを避けるため、「あきる野市施設使用料基本方針」及び「手数料見直し検討会報告書」に基づき、現行の料金に応じて、上限改定率を定める。上限改定率は、下の表である（上限改定率には現在の使用料・手数料の額１００％を含む）。

区分	金額ランク	上限改定率
使用料	現行の料金が１，０００円未満	なし
	現行の料金が２，０００円未満	１４０％
	現行の料金が１０，０００円未満	１３０％
	現行の料金が１０，０００円以上	１２０％
手数料	なし	２００％

６　使用料の算定

使用料の算定に伴う留意事項と算定結果を取りまとめた。

（１）算定に当たっての留意事項

①　モデル施設の算定

使用料の算定に当たっては、これまでの例に倣い、施設の特性に応じて、秋川体育館、中央公民館、秋川キララホール、山田グラウンド、市民プールの５施設をモデル施設とした。

モデル施設内にある大体育室や会議室などを「個別施設」とし、個別施設ごとに新たに算出した使用料を現行の使用料で除算した改定率を求めた。その後、個別施設の特徴や設置目的に応じてグループに分け、グループごとの平均改定率を算出した。ただし、同じ体育施設

であっても、受益者負担割合が異なる場合（秋川体育館→体育館等とトレーニング室、山田グラウンド→野球場とテニスコート）は、別グループとして平均改定率を算出している。

なお、使用料の改定が必要であるとの判断に至った場合、この平均改定率を類似の他の施設に準用することで、全ての施設における新使用料を算出することとなる。

② 施設の総面積当たりの個別施設の面積の算出

個別施設の使用料を検討するに当たっては、個別施設のみならず、それを抱える施設全体の運営を考慮しなければならない。エントランスや廊下、事務所など、使用料の発生する個別施設以外の部分の経費についても、個別施設の使用料収入により一部を補完するため、以下のとおり施設の総面積当たりの個別施設の面積比率を算出し、算定に当てる。

施設の総面積当たりの個別施設の面積＝施設総面積÷個別施設総面積×個別施設面積

例：総面積 2,000 ㎡の体育館に、ア：400 ㎡の体育室とイ：100 ㎡の会議室があった場合、

ア：体育室の施設の総面積当たりの個別施設の面積は、

2,000 ㎡÷（400 ㎡＋100 ㎡）×400 ㎡＝1,600 ㎡

イ：会議室の施設の総面積当たりの個別施設の面積は、

2,000 ㎡÷（400 ㎡＋100 ㎡）×100 ㎡＝400 ㎡

となる。1,600 ㎡＋400 ㎡＝2,000 ㎡となり、施設総面積と合致する。

このように仮の面積を求め、算定に用いることで、個別施設以外の部分についても個別施設の使用料で補完するものである。

③ 個別施設の貸出方法に応じた算定

市内には、ア：団体のみが利用できる施設、イ：個人のみが利用できる施設、ウ：個人・団体両方が利用できる施設が存在する。このため、５（１）に掲げた基本的な算定方法を基にした上で、それぞれの個別施設の特徴に応じて以下のとおり算定した。

ア　団体のみが利用できる施設（例：会議室、ホールなど）

a	$\dfrac{\text{施設総維持経費}}{\text{個別施設の年間貸出可能時間}\times\text{施設の総面積}}$ ＝　１㎡/１時間当たりの原価
b	a×施設の総面積当たりの個別施設の面積 ×貸出時間×受益者負担割合＝使用料（仮）
c	$\dfrac{\text{b}}{\text{現行使用料}}$ ＝　値上げ率
d	現行使用料×ｃ又は上限改定率のうち低い方＝新使用料⇒近隣自治体との均衡

イ　個人のみが利用できる施設（例：トレーニング室）

a	$\dfrac{\text{施設総維持経費}}{\text{個別施設の年間貸出可能時間}\times\text{施設の総面積}}$ ＝　１㎡/１時間当たりの原価
b	a×施設の総面積当たりの個別施設の面積÷収容人数 ＝１時間当たりの個人利用者が負担すべき経費
c	b×貸出時間×受益者負担割合＝使用料（仮）
d	$\dfrac{\text{c}}{\text{現行使用料}}$ ＝　値上げ率
e	現行使用料×d 又は上限改定率のうち低い方＝新使用料⇒近隣自治体との均衡

ウ　個人・団体両方が利用できる施設（例：体育室、市民プール）

ウ－１　個人使用料

a	$\frac{\text{施設総維持経費}}{\text{個別施設の年間貸出可能時間}\times\text{施設の総面積}}$ ＝　１㎡/１時間当たりの原価
b	a×施設の総面積当たりの個別施設の面積×利用収入における個人利用の収入比率
c	総利用人数/年間貸出可能時間×個人利用の収入比率＝１時間当たりの個人利用人数
d	b÷c＝１時間当たりの個人利用者が負担すべき経費
e	d×貸出時間×受益者負担割合＝使用料（仮）
f	$\frac{\text{e}}{\text{現行使用料}}$ ＝　値上げ率
g	現行使用料×f 又は上限改定率のうち低い方＝新使用料⇒近隣自治体との均衡

ウ－２　団体使用料

a	$\frac{\text{施設総維持経費}}{\text{個別施設の年間貸出可能時間}\times\text{施設の総面積}}$ ＝　１㎡/１時間当たりの原価
b	a×施設の総面積当たりの個別施設の面積× 利用収入における団体利用の収入比率＝１時間当たりの団体が負担すべき経費
c	b×貸出時間×受益者負担割合＝使用料（仮）
d	$\frac{\text{c}}{\text{現行使用料}}$ ＝　値上げ率
e	現行使用料×d 又は上限改定率のうち低い方＝新使用料⇒近隣自治体との均衡

※　ウ－１、ウ－２で値上げ率を算出した場合において、同一の個別施設にも関わらず、収入比率の違いから、個人と団体の値上げ率に大幅な差異が生じた場合には、収入比率による重み付けを行った上で、個人と団体の値上げ率の平均値を算出するなど、所要の調整を行う。

④　上限改定率適用に当たっての留意事項

同一の個別施設に市内料金と市外料金が設定され、その片方に上限改定率を適用する場合には、上限改定率の表に関わらず、もう片方にも同様の上限改定率を適用する。

（２）モデル施設の算定結果

５つのモデル施設について、新型コロナウイルス感染症による施設利用者の減少を考慮し、令和元年度及び令和３年度から５年度までの決算書及び事務報告書に基づき、使用料を算定した。その経過及び結果の詳細については資料３のとおりである。

また、モデル施設の算定結果に基づく平均改定率は下の表のとおりである。

No	施設名	個別施設名	平均 改定率（%）
1	秋川体育館	大体育室、小体育室、剣道場、柔道場、弓道場	190.6
2		トレーニング室	120.4
3	中央公民館	研修室、和室、実習室、会議室、集会室等	146.1
4	山田グラウンド	野球場	111.0
5		テニスコート	44.5
6	秋川キララホール	ホール、リハーサル室	124.4
7	市民プール	屋内水泳場、屋外水泳場	186.8

7　使用料の適正化に向けて

６で示す算定結果を受け、使用料の適正化に向けた考え方を取りまとめた。

（１）市外の団体及び個人による使用料を除く使用料

６（２）で示したとおり、施設によりバラつきはあるものの、一定の面積を有し、有人で管理している施設の平均改定率については、山田グラウンドテニスコートを除き、１００％を上回る結果となった。この結果に基づき、各施設の利用実態を踏まえ使用料の改定を行うべきである。また、テニスコートについては、下表に示す近隣自治体使用料との均衡を考慮し、据え置きとすべきである。

市名	施設名	市内（1時間・1面当たり）		市外（1時間・1面当たり）	
		料金（市内）	夜間照明料	料金（市内）	夜間照明料
青梅市	ちかむら球技場	200円	－	－	－
青梅市	友田リクリエーション広場	200円	－	－	－
あきる野市	綜合グラウンド玉見ケ崎テニスコート	250円	－	750円	－
羽村市	S＆Dスポーツパーク富士見	300円	510円	－	－
羽村市	プリモパークむさしの	300円	510円	－	－
青梅市	永山公園総合運動場	400円	300円	－	－
青梅市	市民球技場	400円	－	－	－
青梅市	青梅スタジアム	400円	－	－	－
日の出町	スポーツパーク・やすらぎとふれあいの丘	400円	－	1,200円	－
福生市	南公園テニスコート	500円	－	1,500円	－
福生市	市営球場テニスコート	500円	1,000円	1,500円	3,000円
あきる野市	総合グラウンドテニスコート	650円	－	1,950円	－
あきる野市	秋川グリーンスポーツ公園	650円	－	1,950円	－
あきる野市	山田グラウンド	650円	100円	1,950円	200円
福生市	福東テニスコート	800円	－	2,400円	－
福生市	武蔵野台テニスコート	800円	1,000円	2,400円	3,000円

（２）市外の団体及び個人による使用料

平成１２年度に策定された「あきる野市施設使用料基本方針」では、市民の利用を優先的に考えることから、市外者の利用については利用料金に差を設けることとされている。

しかしながら、当初から広域的な利用を想定している施設（秋川キララホール、あきる野ルピア内ルピアホール等）や、市民による本来の目的での利用は無料とし、目的外利用と市外者の利用に対して使用料を設けることで差別化を図っている施設（公民館、学習等供用施設等）については、市外料金を設定していない。このため、市外料金の設定について、対象としているのは体育施設であるが、体育施設についても、市外者の利用があっても市民の利用を妨げないとの判断から、個人使用料については差を設けないこととされた。その結果、現在、本市の公共施設のうち、市外料金を設けているのは、体育施設の団体使用料のみである。

体育施設の団体利用については、貸出施設を全面的に占有することが前提となっており、市外団体に貸し出している間は、市内の団体の利用が阻害されることとなる。本市は、市民憲章や総合計画において、市民におけるスポーツ振興を掲げており、市民の利用を優先する施設としてそのような状態は望ましくないことから、政策的判断として、市外団体の使用を部分的に抑制するため、市内団体と比べて３倍の料金に設定している。

一方の体育施設の個人利用については、平成３０年の当検討部会報告でも受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理経費やサービスの提供に従事する人件費に市民の税金が充てられていることを考慮し、次頁のイメージ図のとおり、体育施設において、市内の利用者と市外の利用者とで使用料に差を設けるべきであるとの結論に至っている。また、平成３０年の調査結果と比べて、各施設維持経費における税金の割合が上昇傾向にあることから、速やかに市外者料金を設定するべきである（資料４参照）。なお、その差については、先に示す受益者負担割合に従うこととする。

受益者負担割合について、体育館やプールは５０％、テニスコートやトレーニング室は７５％となっているが、市内利用者と市外利用者の使用料の差は、テニスコート又はトレー

ニング室を包括する施設の性質に則った受益者負担割合に基づくもの（５０％）とする。これは、テニスコート又はトレーニング室が小規模かつ単独では存在しておらず、これらを包括する施設全体を運営・管理するに当たっては相応の費用がかかるためである。

＜市内・市外利用者の負担に関するイメージ図＞

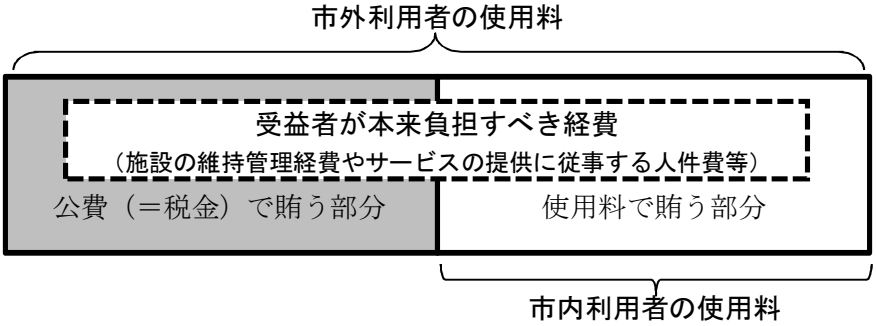

（３）市外の個人による使用料設定に関する検証

（２）の考え方から、個人使用料における市外料金の設定について、次のとおり検証を行った。

①　歳入の変化

体育施設の受益者負担割合を５０％としたことから、令和５年度の決算を基礎とし、個人使用料における市外料金を市内料金の２倍とした場合の歳入のシミュレーションを行った。算定に当たっては、体育施設における市外の個人利用者の人数を把握する必要があることから、体育施設の利用状況に関する調査及び歳入のシミュレーションを行った（資料５参照）。

その結果、体育施設の個人利用状況は、合計割合で市内３４％、市外６６％であり、個人の市外利用者について、公費で賄う部分まで負担を求め、使用料を市内利用者の２倍とした場合、利用者が例年の７割に減ったとしても、なお収入は増加する見込みである。

	R5 実績（円）	料金改定後の歳入（円）	増加額（円）
利用者がR5 と同等	17, 257, 410	28, 686, 914	11, 429, 504
利用者がR5 の８割		22, 949, 531	5, 692, 121
利用者がR5 の７割		20, 080, 840	2, 823, 430

②　個人使用料における市外料金導入に要する経費

現在スポーツ施設で使用している券売機は、令和元年度に入れ替えを行った。入れ替え後の機種では、情報の保有が可能なＩＣカードの利用が可能であり、これを旧来のスポーツカードの代替として利用することで、市内市外の判別のほか、施設利用者の各種情報集積が可能である。また、当該機種は、二次元コードを記載したカードへの対応が可能であることから、スポーツカード（ＩＣカード）を利用しない市民には、二次元コードを記載した市民カードを発行し、市内市外の判別を行うことが可能である。

これらのことから、スポーツカードや市民カードの導入による一定の事務は発生するものの、市外料金徴収の仕組みを構築することができ、市外料金の設定に伴う経費はないと想定される。

③　周辺自治体の状況

本市を除く西多摩地域の７自治体（３市３町１村）において、体育施設の市外料金等を導入している自治体は６自治体（２市３町１村）である。また、明確に個人の市外等料金を設定している自治体は、羽村市（市民の１．５倍）と福生市（一部の施設について市民の３倍）である（資料６参照）。

８　手数料の適正化に向けて

手数料の算定に伴う留意事項のほか、算定結果をとりまとめた。

（１）算定に当たっての留意事項

手数料の算定に当たっては、５（１）に示すとおり、「①行政サービス提供に要する単位当たりの原価　×　②利用単位　×　③受益者負担割合」で算出し、①行政サービス提供に要する原価においては、行政サービスの提供に要する人件費のほか、物件費として、紙類等の消耗品費、使用する機器・システムの保守委託料や使用料などを含めることとしている。

このため、手数料の算定に当たっては、対象とする手数料を所管する各課に照会を行い、行政サービスの提供に要する人員の数や物件費、事務処理に要する時間等を把握した。

（２）手数料の算定結果

手数料の算定結果は以下のとおりである（詳細は資料７参照）。

（単位：円）

対象となる事務等	① 算定結果	②現行の 手数料	②−①	備考
住民票、戸籍の附票等の写しの交付（参考：住民票の写し）	649.6	200	△ 449.6	
郵便請求による交付（参考：住民票の写し）	1,050.8	200	△ 850.8	
住民基本台帳の閲覧・転記	52,381.0	閲覧30分まで200	―	３か月に１度（年に４回）、新たな閲覧台帳に入れ替えをする。その作業に概ね１人の職員が３時間要している。 令和５年度利用回数：２０回、閲覧・転記：５４９件（計１１６,８００円）
身分に関する証明	1,360.6	200	△ 1,160.6	
埋火葬に関する証明	2,516.4	200	△ 2,316.4	
印鑑登録証明書	525.1	200	△ 325.1	
印鑑再登録	570.4	200	△ 370.4	
土地又は家屋に対する証明（評価証明書）	1,405.8	200	△1,205.8	
市税その他諸収入金に関する証明（課税非課税証明書）	870.0	200	△ 670.0	
市税その他諸収入金に関する証明（納税証明書）	1,238.7	200	△ 1,038.7	
固定資産(土地･家屋)名寄帳兼課税(補充)台帳又は公図の写し（名寄帳兼課税台帳)）	1,432.3	300	△1,132.3	
固定資産（土地・家屋）名寄帳兼課税（補充）台帳又は公図の閲覧（名寄帳兼課税台帳）	1,294.0	30分まで200	△1,094.0	

対象となる事務等	① 算定結果	②現行の 手数料	②-①	備考
犬の登録	773.8	3,000	2,226.2	令和５年度畜犬関係事務 新規登録数：２３８件 鑑札再交付：１２件 無償交付数：０件 狂犬病予防注射済票の交付： ３２３２件 狂犬病予防注射済票の再交付： ６件
狂犬病予防注射済票の交付	989.2	550	△439.2	
犬の鑑札の再交付	1,296.3	1,600	303.7	
狂犬病予防注射済票の再交付	989.2	340	△649.2	
認可手数料（一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者）	17,525.3	10,000	△7,525.3	
認可手数料（一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者）	0.0	10,000	10,000.0	実例なし
認可手数料（一般廃棄物収集運搬業で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの）	8,765.3	10,000	1,234.7	
認可手数料（一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの）	0.0	10,000	10,000.0	実例なし
認可手数料（許可証の再交付を受けようとする者）	4,385.3	2,000	△2,385.3	
浄化槽清掃業許可申請	4,596.0	10,000	5,404.0	

（３）手数料の見直し

算定結果と現行の手数料を比較すると、若干の差異はあるものの、住民票の写しや印鑑登録証明書の発行など一般的に市民が利用する行政サービスの手数料については、「犬の登録」と「犬の鑑札の再交付」を除き、算定後の手数料の方が高い結果となった。この結果に基づき手数料の改定を行うべきである。なお、手数料の改定に当たっては、市民へのサービス水準の維持や、近隣市の手数料（資料８参照）との均衡保持の観点を考慮することとする。

（４）郵送交付に係る手数料の見直しについて

現在、本市では、住民票等の交付に際し、窓口交付と郵送交付とで手数料に差を設けていないが、（２）で示すとおり、手数料の算定結果では、２倍程度の差（参考：住民票の写し）が生じている。

また、郵送交付に係る事務は、作業に係る人員や時間が他の事務と比べて膨大であることが報告されている。

都内２６市中、窓口交付と郵送交付とで手数料に差を設けている市は、１４市（５４％）であり、内訳等は別表１及び別表２のとおりである。西多摩地域に限定しても、郵送交付に係る手数料は別表３のとおり総じて窓口交付よりも高額に設定されている。

これらを踏まえ、平成３０年の報告書同様に、本市においても、住民票の写し等の手数料

に関し、郵送交付の手数料については、窓口交付の手数料に１００円を加えた金額に改めることが適切である。

なお、コンビニ交付に係る手数料は据え置くことで、コンビニ交付サービスの利用を促し、窓口の事務負担の軽減と経費削減につなげることが出来ると考える。

別表１　住民票の写しの交付に関する窓口交付と郵送交付の手数料の状況

Ａ：手数料（円）（窓口交付）	Ｂ：手数料（円）（郵送交付）	手数料における加算金額（円）Ｂ－Ａ	該当する市の数	
２００円	３００円	１００円	２市（　８％）	差額あり１４市（５８％）
２５０円	４００円	１５０円	１市（　４％）	
３００円	４００円	１００円	１２市（４６％）	
差額なし			１１市（４２％）	

加算金額（円）	該当する市の数
１００円	１４市（５４％）
１５０円	１市（　４％）

別表２　２６市における窓口交付と郵送交付の手数料の状況

		郵　送				計
		２００円	２５０円	３００円	４００円	
窓口	２００円	３団体（あきる野市を含む）	―	２団体	―	５団体
	２５０円	―	１団体	―	１団体	２団体
	３００円	―	―	７団体	１２団体	１９団体
計		３団体	１団体	９団体	１３団体	２６団体

別表３　西多摩地域の状況

自治体名	窓口交付	郵送交付	コンビニ交付
青梅市	３００円	４００円	２００円
福生市	３００円	４００円	２００円
羽村市	３００円	３００円※	２００円
あきる野市	２００円	２００円	２００円

※本人のみ、第三者は４００円